

ふくおか資料室閲覧室利用要領

（目的）

第1条 この要領は、福岡県立図書館ふくおか資料室閲覧室（以下「閲覧室」という。）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（座席）

第2条 閲覧室には、以下の閲覧席を設置する。

- （1）一般席
- （2）情報検索用パソコン席
- （3）マイクロリーダー利用席
- （4）電源使用可能席
- （5）車椅子用閲覧席（原則車いす利用者に限る）

（利用申込）

第3条 閲覧室を利用する者（以下「利用者」という。）で、前条（2）（3）（4）の閲覧席の利用を希望する場合は、事前にカウンターで利用申込をしなければならない。

（利用時間）

第4条 前条で利用申込を行った閲覧席に限り、その利用時間は原則4時間までとする。

（禁止事項）

第5条 福岡県立図書館の利用等に関する規則第3条の2に定める禁止行為のほか、自習やゲーム、娯楽動画等の視聴など郷土資料を利用しない閲覧室の利用を禁止する。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、図書館利用規程第7条に定める利用者の義務のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）袋類、カバン類はロッカーに入れ、調査研究で使用する物品と貴重品以外は閲覧室に持ち込まないこと。
- （2）飲食をしないこと。水分補給は閲覧室の外で行い、飲食物を閲覧室に持ち込まないこと。
- （3）危険物を持ち込まないこと。
- （4）貴重品を机上に置いたまま離席しないこと。
- （5）その他館長が指示する事項。

附 則

この要領は、令和6年4月30日から適用する。